

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 技能労務職員の給与に関する規則の一部改正
- ◇訓令 鳥取県職員住宅管理規程の一部改正
- ◇告示 昭和三十三年十二月鳥取県告示第六百一号  
（鳥取県標準複合肥料の設定について）の一部改正
- 漁業法の規定による司法警察員の指定
- 土地改良区の設立認可
- 土地改良事業の認可
- 結核病検査等の実施

## 規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

昭和三十六年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第四十三号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

- 1 第三条第二項及び第三項を次のように改める。
- 2 職員の仕事の等級は、前項の職員の職務の等級ごとの定数の範囲内で、かつ、別表第二に定める職務の等級分類基準に従い決定する。
- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、別表第三に定める初任給基準表によるほか、国家公務員の例により決定する。

第五条第一項中「伝染病防疫作業従事職員」の下に「、細菌検査業務従事職員及び種雄牛馬取扱作業従事職員」を加える。

別表第二

職員の等級分類基準

職務の等級	職 務 の 等 級 に 含 ま れ る 職 務
一 等 級	車庫長及び守衛長の職のうち、相当の経験を有する職の占める職務
二 等 級	イ 車庫長及び守衛長の職の占める職務 ロ 副守衛長、交換室長、技工長及び用務主任の職のうち、相当の経験を有する職の占める職務 ハ 自動車整備士の資格を有する運転手の職のうち、相当の経験を有する職の占める職務 ニ 自動車運転手の職のうち、昭和三十五年三月三十一日現在において吏員であつた者で、相当の経験を有する職の占める職務
三 等 級	イ 副守衛長、交換室長、技工長及び用務主任の職の占める職務 ロ 自動車整備士の資格を有する運転手の職の占める職務 ハ 自動車運転手の職のうち、昭和三十五年三月三十一日現在において吏員であつた者の占める職務
四 等 級	職務の等級五等級欄に掲げる職のうち、相当の経験を有する職の占める職務
五 等 級	イ 技能職 運転手、守衛、交換手、技工、業手、道路手、気罐手、調理士の占める職務 ロ 労務職 常農夫、炊事夫、看護助手、用務員、寮母の職の占める職務

別表第二の次に次の別表を加える。

別表第一

別表第一及び別表第二を次のように改める。

技能労務職給料表

職務の等級 号級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
1	19,200	14,800	12,000	7,400	6,600
2	20,500	15,900	12,900	7,600	7,000
3	21,800	17,000	13,800	7,800	7,400
4	23,100	18,100	14,800	8,100	7,800
5	24,400	19,200	15,800	8,300	8,100
6	25,700	20,300	16,900	8,600	8,300
7	27,000	21,400	18,000	8,900	8,600
8	28,300	22,500	19,100	9,300	8,900
9	29,600	23,700	20,200	10,200	9,300
10	30,900	24,900	21,300	11,100	10,200
11	32,200	26,100	22,400	12,000	11,100
12	33,300	27,300	23,400	12,900	12,000
13	34,400	28,300	24,300	13,800	12,900
14	35,300	29,300	25,000	14,800	13,800
15	36,200	30,100	25,700	15,800	14,700
16	36,900	30,900	26,400	16,900	15,600
17	37,600	31,600	27,000	18,000	16,400
18		32,300	27,600	19,100	17,000
19				20,200	17,600
20				21,300	18,200
21				22,400	18,700
22				23,700	19,200
23				24,900	
24				25,900	
25				26,900	
26				27,700	
27				28,500	
28				29,200	
29				29,900	
30				30,600	

## 別表第三

## 初任給基準表

職 種	学 歴		初 任 給
	高 校 卒	中 学 卒	
技 能 職	八、一〇〇円	七、四〇〇円	
勞 務 職		六、六〇〇円	

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

## (改正後の職務の等級)

2 職員の昭和三十六年四月一日（以下「切替日」という。）における職務の等級は、改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により決定された職務の等級とし、切替日以後この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受ける職

員となつた者及び職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受けていた者で改正後の規則の適用を受けることとなる者の当該適用日における職務の等級は、改正後の規則の規定により決定された等級とする。

## (給料の切替)

3 切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定の適用を受けていた者の受けることとなる職務の等級の号給は、改正前の規則の規定によりその者が属していた職務の等級の号給の額と前項により決定された改正後の規則の等級の号給の額と同じ額があるときは当該号給に、同じ額がないときは、その直近上位の額の給料表の号給に切り替えるものとする。

4 切替日以後施行日の前日までの間において、給与条例の適用を受けていた者で改正後の規則の適用を受け

ることとなる者の号給は、前項の規定を準用して切り替えるものとする。

この場合において「改正前の技能労務職員の給与に関する規則」とあるは「職員の給与に関する条例」と読み替えるものとする。

## (昇給期間の通算)

5 前三項の規定により切替日以後施行日の前日までの間において等級号給を決定される職員の最初の昇給については、改正前の規則の適用を受けていた者については、その者の改正前の規則の規定により受けていた等級号給の期間を、給与条例の適用を受けていた者で、改正後の規則の適用を受けることとなる者については、その者の給与条例の規定により受けていた等級号給の期間を、改正後の規則による昇給期間にそれぞれ通算する。

## (給与の内払)

6 この規則の施行前において改正前の規則及び給与条例の適用を受けていた者のうち、この規則の適用を受け

ることとなる者の改正前の規則及び給与条例の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和三十六年四月一日から施行日の属する月の末日までの期間に係る給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

## (差額の支給)

7 昭和三十六年四月一日から施行日の属する月の末日までの期間に係る改正後の規則の規定により職員に支払われるべき給与と、前項に規定するすでに支払われた給与との差額は、昭和三十六年八月十日に支給する。（暫定手当の額の改正）

8 技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）附則別表第二を次のように改める。

附則別表第二

技能労務職給料表暫定手当額表

職務等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
1	770	580	480	320	290
2	810	630	510	320	310
3	860	670	550	330	320
4	910	720	580	330	330
5	960	770	630	340	330
6	1,000	810	670	360	340
7	1,060	860	720	380	360
8	1,110	910	770	400	380
9	1,170	960	810	420	400
10	1,220	1,000	860	450	420
11	1,270	1,060	910	480	450
12	1,310	1,100	950	510	480
13	1,350	1,140	980	550	510
14	1,390	1,180	1,010	580	550
15	1,430	1,210	1,040	630	580
16	1,460	1,240	1,070	670	620
17	1,480	1,270	1,100	720	650
18		1,290	1,120	770	680
19				810	710
20				860	730
21				910	760
22				960	780
23				1,000	
24				1,050	
25				1,080	
26				1,110	
27				1,140	
28				1,170	
29				1,200	
30				1,230	

9 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（昭和三十五年三月鳥取県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。  
7 削除

訓令

鳥取県訓令第七号

本庁内部部局  
甲類附属機関  
地方機関

鳥取県職員住宅管理規程（昭和二十八年九月鳥取県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

昭和三十六年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第五条を次のように改める。

第五条 住宅の管理は、鳥取市所在の住宅にあつては人事課長、倉吉市所在の住宅にあつては中部県税事務所長、米子市所在の住宅にあつては西部県税事務所長、東京都所在の住宅にあつては東京事務所長、大阪市所在の住宅にあつては大阪事務所長（以下「管理者」という。）が行なうものとする。

第六条を次のように改める。

第六条 住宅（独身寮を除く。）は、県の事務所に勤務する職員で次の各号に掲げる者以外の者に貸与する。ただし、東部地区（鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡）所在の県の事務所に勤務する職員には、鳥取市所在の住宅（独身寮を除く。）を、中部地区（倉吉市、東伯郡）及び西部地区（米子市、境港市、西伯郡、日野郡）所在の県の事務所に勤務する職員には、それぞれの地区所在の住宅を、東京都所在の県の事務所に勤務する職員には、東京都所在の住宅（独身寮を除く。）を、大阪市所在の県の事務所に勤務する職員には、大阪市所在の住宅を、貸与するものとする。

一 臨時的任用職員  
二 非常勤職員  
三 配偶者のない職員（同居の子のある者を除く。）  
四 特に入居させることを不適当と認められる職員

2 住宅のうち、鳥取市所在の独身寮にあつては、東部地区（鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡）所在の県の事務所に勤務する配偶者のない職員、東京都所在の独

身寮にあつては、東京都所在の県の事務所に勤務する配偶者のない職員で次の各号に掲げる者以外の者に貸与する。ただし、配偶者のある職員で前項第一号、第二号及び第四号に該当しない者が単身赴任した場合に

において管理者が入居を適當と認めたる者についてはこの限りでない。  
一 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる職員  
二 同居の子のある職員

別表中

米鉄五号

東鉄一号

東京都豊島区西巢鴨三丁目五五〇の三、五五〇の四、五五〇の一

一、七〇〇円を

一、七〇〇円

八〇〇円

東鉄二号  
東鉄四号  
東鉄五号  
東鉄六号  
東鉄一号  
大鉄三号  
大鉄四号

大阪府東区南久宝寺町二丁目五八の一

八八〇〇円、八八〇〇円、八八〇〇円、八八〇〇円、八八〇〇円、八八〇〇円、八八〇〇円、八八〇〇円に

改め、

独身寮

鳥取市下横町 玄好町

五〇〇円を

鳥独身寮

鳥取市下横町 玄好町

五〇〇円

東鉄独身寮

東京都豊島区西巢鴨三丁目五五〇の一、五五〇の二、五五〇の三、五五〇の四

四〇〇円に

改める。

附則

この訓令は、昭和三十六年四月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第四百二号

昭和三十三年十二月鳥取県告示第六百一号（鳥取県標準複合肥料の設定について）の一部を、次のように改正し、昭和三十六年七月十八日より施行する。

昭和三十六年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(一)中⑩を次のように改める。

(10) 鳥取県標準複合肥料

表第五号

原料の種類	原料の使用割合(パーセント)	保証成分量(パーセント)	施用方法
硫酸アンモニア	三四・五	アンモニア性窒素 七・〇	施用量(一〇アール当り)

麦類	適用作物	計	原料の種類		備考
			適用地域	原料の種類	
平土地帯 中山間地帯		一〇〇・〇	七・〇 四四・九 一三・六	九・〇 七・〇 八・〇	「元肥」たい肥 七五〇～一、二〇〇キログラム 石 灰 四〇～八〇キログラム この複合肥料 六〇キログラム 「追肥」 「鳥取県標準複合肥料追肥号」を次のとおり施用する。 追肥時期と施肥量 地帯 第一回(十二月～一月) 第二回(三月早々) 平土地帯 一五～二〇キログラム 中山間地帯 四～五キログラム 一五キログラム 「注」 石灰は酸土を中和するためであるから極力検定し、必要量を耕起前に散布すること。
代用又は併用のできるもの	第一種、第二種混合りん肥 苦土過りん酸、溶性りん肥				

(一)中(四)を次のように改める。  
 (四) 鳥取県標準尿素複合肥料

麦特号(黒土専用)

麦類	適用作物	計	原料の種類		備考
			適用地域	原料の種類	
黒土地帯		一〇〇・〇	七・〇 三〇・〇 一六・〇 一三・六 二二・六	八・〇 一六・〇 五・一 八・〇 六・六	施用量(一〇アール当り) 「元肥」たい肥 七五〇～一、二〇〇キログラム 苦土石灰 四〇～八〇キログラム この複合肥料 五〇キログラム 「追肥」 県標準複合肥料(追肥号)を、次のとおり施用する。 第一回(十二月～一月) 四～五キログラム 第二回(三月早々) 一五～二〇キログラム (注) 苦土石灰は酸度中和と苦土施用のためであるから、酸度検定を行い、必ず苦土を含んだ石灰を必要量施用すること。
代用又は併用のできるもの	溶性りん肥、過りん酸石灰 第一種、第二種混合りん肥 苦土過りん酸				

(一)中(四)を次のように改める。  
 (四) 削除  
 (一)中(四)の次に(四)を次のように加える。

鳥取県標準複合肥料

追肥号(米麦用)

原料の種類	原料の使用割合 (パーセント)	保証成分量 (パーセント)	施用方法
硫酸アンモニア 塩化加里	八七・五 一二・五	アンモニア性窒素 一八・〇 水溶性加里 七・〇	この複合肥料は追肥号である。 この複合肥料は、それぞれの県標準複合肥料を元肥に使用し、追肥に窒素と加里を配合施用するかわりに施用するためにつくつたもので、その使用方法は、それぞれの元肥用県標準複合肥料に示している。
計	一〇〇・〇		
適用作物	適用地域	原料の種類	備考
米 麦	県内一円	備	代用又は併用のできるもの

鳥取県告示第四百三三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十四条第五項の規定による司法警察員として職務を行なう者を次のように指名した。

昭和三十六年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

司法警察員証番号 氏 名 職 名 勤務所 指名期間 摘要

四二二	田中時一	技術吏員	水産課	昭和三十六年四月三十一日 昭和三十七年三月三十一日	
四七六	兜金幸男	〃	〃	〃	
五〇五	元井義春	〃	〃	〃	
五一七	吉田午郎	〃	〃	〃	
五四三	大谷丈夫	〃	〃	昭和三十六年六月三十一日 昭和三十七年三月三十一日	

鳥取県告示第四百四号

倉吉市福積田中巖ほか十四人の者から申請のあつた福積土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条の規定により、昭和三十六年六月七日成立した。

昭和三十六年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五号

倉吉市大立池田邦雄ほか十四人の者から申請のあつた

大立土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条の規定により、昭和三十六年六月十七日成立した。

昭和三十六年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百六号

倉吉市服部太田勝義ほか十四人の者から申請のあつた服部土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条の規定により、昭和三十六年六月七日

成立した。

昭和三十六年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百七号

鳥取市越路小林律治ほか十四人の者から申請のあつた鳥取市越路土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により、昭和三十六年六月二十四日成立した。

昭和三十六年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百八号

岩美郡国府町から申請のあつた町営土地改良事業（農道）は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十三条の二第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十六年六月二十五日認可したから、同条第五項の規定により告示する。

昭和三十六年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病及びブルセラ病並びにひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年七月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病及びブルセラ病並びにひな白痢予防のため

二 実施の区域 別表のとおり及び場所

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病及びブルセラ病検査……牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と

- 同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。
- ひな白痢検査……鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法
  - 結核病検査 ツベルクリン皮内反応検査
  - ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法
  - ひな白痢検査 ひな白痢急速診断法

別表

一 結核病、ブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
第一次		
第二次		
七月二十日	西伯郡名和町上大山	上大山家畜検診所
七月二十三日	大山町香取	香取
	中山町二本松	二本松
		二本松
		ひな白痢検査

実施期日 実施区域 実施場所

七月二十日	西伯郡淀江町淀江	吹野種鶏場
	気高郡気高町下石	山口
二十一日	西伯郡淀江町福岡	松原
		渡辺
	気高郡気高町下石	中瀬(豊)
		中瀬(久)
		角田(節)
		角田(清)
		山田
二十四日		池原
二十五日	鹿野町小別所	石原
二十六日		石原(克)
		池原(光)
		池原(三)
二十七日		石原(信)
		田村
		井伊(清)



